

指定管理者の指定について

岐阜県先端科学技術体験センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十一年岐阜県条例第一号）第三條の二第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和二年十一月二十七日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 トータルメディア・中電興業サイエンスワールド運営グループ

構成員

東京都千代田区紀尾井町三番二二号

株式会社トータルメディア開発研究所

愛知県名古屋市中区栄二丁目二番五号

中電興業株式会社

二 指定の期間 令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで